

## 10月以降の私立保育所等における副食費の取扱いについて

10月以降の私立保育所等の公定価格(3~5歳)について、副食費として約5,180円を減額する一方で、これまで保育料に含まれていた副食費(4,500円)との差額分(約680円)の財源を活用し、加算の拡充を行うこととしていたが、

- ・約5,180円の減額を撤回し、月額4,500円の減額とするとともに、
- ・栄養管理加算とチーム保育推進加算の充実については本年10月の実施を見送ることとする。

※今後、年末に向けて子ども・子育て会議において議論を行う公定価格全体の議論の中で改めて検討を行う。

